

プライベート・スタンダード研究の動向

：国際標準の多様化

愛知学院大学商学部商学科・大学院商学研究科教授 梶浦雅己

かじうら・まさみ 博士（学術）：横浜国立大学，博士（商学）：愛知学院大学。Guest editor of Inderscience Publisher's academic journals, Reviewer of World Scientific Publishing's academic journals. 授賞等：2018 ALBERT NELSON MARQUIS LIFETIME ACHIEVEMENT AWARD. 研究領域：国際ビジネス戦略，国際標準化

近年、国際標準は公的法規制と区別され（private standard：以下 PS と表記）として国や企業の国際ビジネス戦略上の特徴をもつ。国際開発の分野では、多様化に伴う相互作用が指摘される。グローバルサプライチェーンがバリューチェーンとして確立している昨今では、各バリュー間の円滑な取引を維持するために、PS が活用される。原材料の生産拠点となるアジアの発展途上国は、輸出先の製造拠点である先進国から要求される品質保証をする PS 対応が必須となる。GAP は農作物や家畜および水産養殖について、生産に関わる事柄についての内容の PS である。GLOBALG.A.P. は認証標準として普及している。グローバルリテラーすなわち大手小売流通業者は、GLOBALG.A.P. や HACCP はもとより水産資源の販売に際して、MSC (Marine Stewardship Council：海洋管理協議会) や ASC (Aquaculture Stewardship Council：水産養殖管理協議会) の流通・加工認証の 100%獲得を目指す動向がある。前者は漁業、後者は養殖による水産資源のサプライチェーンの適正性を認証する制度団体である。適正性とはサプライチェーンのトレーサビリティ確保によって違法、無報告、無規制を排除することを目的としている。先進国リテラーはこうした PS 認証制度を活用している。生産国であるアジアの発展途上国企業はこうした認証を獲得して成功している事例がみられる。こうして農水産業界ではグローバルリテール市場力の強化が PS を促進している。

本稿は、国際標準の多様化について、見出しに関する近年の研究調査動向を述べるものである。

I 公的法規制と PS

近年、国際標準は多様に展開している。国際標準は公的法規制 (regulation) と区別されプライベート・スタンダード (private standard：以下 PS と表記する) として国や企業の国際ビジネス戦略上の特徴が論じられるこ

とが多かった (青木ら：2012)¹⁾。しかし国際開発の分野では、多様化に伴って両者の相互作用が指摘されるようになってきている。一般に標準は公共財として取られられており、社会的便益をもたらすと捉えられる。国際標準は各国政府の代表が国際機関において合議によって策定を進める。しかし専門家は国家行政に限らず産業や企業から選抜されている。こうしたことから国際標準策定プロセスは、コンセンサス標準と呼称されるようになった (新宅・江藤：2008)²⁾。また PS については、ICT 産業の企業戦略事

例が多く取り上げられている（森：2009）³⁾。コンセンサス標準である PS 策定には策定側と利用側という二つの主体があり、ICT 分野の標準策定側である企業を中心とした戦略論の研究が進んできた。しかし二つの主体の相互作用であるならば、策定者側のみならず利用者側にも焦点を当てるべきであり、利用者側が主導して策定する研究が進められている（内田：2011）⁴⁾。

ICT 産業以外でも農水産業などの他産業においても PS は多様化している（Michida et al.：2017）⁵⁾。本稿で主に取り上げる農水産物は途上国の経済発展にとって貴重な貿易資源であるが、社会的便益をもたらす安全、環境、検疫などクリアすべき課題が多い。近年 PS は農水産物においても重要となっている。PS とは、組織や企業が独自に策定し普及させる標準規格であり、公的法規制ではない。ISO や IEC など著名な工業系国際機関、企業や業界、コンソーシアムにより策定されるものまで多様である。また第三者の審査によって登録される認証標準規格もある。

こうした国際機関の発効する標準は相当数あり、近年に増加している。PS が発展した理由の一つとして、膨張するグローバル市場に伴う貿易や直接投資の複雑化や多様化がある。しかしこれらをガバナンスする仕組みは、公的法規制では完備されていない。国際機関などが策定する PS がそれを補完しているのが実態である⁶⁾。さらに詳しく見れば、急速に発展している東南アジア新興国ビジネスが先進国市場に進出する際に多様な標準への対処を要求される事態となっている⁷⁾。このように PS と公的法規制には相互依存関係がみられる。例えば、とりわけ強化されている事例として、食品安全性に

関するものと、EU が主導する環境規制である電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令（RoHS）が挙げられる⁸⁾。

II グローバル・バリューチェーン

多くの産業において、グローバルな分業化が進展し、グローバルサプライチェーンがバリューチェーンとして確立している昨今では、各バリュー間の円滑な取引を維持するために、PS が活用されるようになってきている（Swinnen et al.：2015）⁹⁾。各バリュー間には国境を越える取引が介在する場合も多くあり、例えば起点が途上国であり終点が先進国であることも多い。こうした場合、原材料の生産拠点となるアジアの発展途上国は、輸出先の製造拠点である先進国から要求される品質保証をする PS に適応するための実務的任務への対応が必須となる。換言すれば、国際貿易は単なるモノ（goods）の取引ではなく課業（tasks）の取引へと変化している（Grossman, Rossi-Hanberg：2008, Bladwin：2011）¹⁰⁾。こうしたグローバル市場でのバリューチェーンの発展が PS の普及をもたらしている。また PS の普及には、先進国のイノベーション推進政策やそれに追従する企業行動が正に機能している¹¹⁾（Vogel：1995）。現実のグローバル市場では、EU の環境政策がアジア諸国に影響を与えていることが実証されている¹²⁾。

III GAP の普及

GAP は農作物や家畜および水産養殖について、生産のみならず、これに関わる事柄についての

内容を包含する代表的なPSである(表1)。1997年に発効したEU発祥のユーレップGAP(EUREPGAP)は、2007年にGLOBALG.A.P.に改称された(ピリオドは略されて表記される場合がある)。G.A.P.は、GOOD(適正な)、AGRICULTURAL(農業の)、PRACTICES(実践)を意味している¹³⁾。PSであるGLOBALG.A.P.は認証標準であり、120か国に普及している。

近年、グローバルリテラーはGLOBALG.A.P.などの国際認証を取得した生産者からの仕入れを優先するようになっている。GLOBALG.A.P.認証品は、一種のブランドとして評価されると考えられている。認証は、食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業をブランドとして評価して、取引先の信頼性向上、企業価値向上に貢献すると考えられている。また生産者にとっては、生産者が、安全で持続可能な農業を実践し地域経済に貢献している評価証明として機能し、トレーサビリティを確立し取引先や消費者の信頼確保、透明性確保のための手段として機能している。GLOBALG.A.P.の実践により、産地として特徴としては、販路拡大(国内および海外への輸出、海外からのインバウンド対応)、経営改善(生産工程の明確化で生産性の向上、資材コストの削減)、教育効果(新人・外国人労働者への効果的訓練と意識向上)、リスク管理(生産者としての責務、緊急時のリコール体制確立)がある。

近年、日本においてもイオン、コストコ、コカ・コーラなどがGLOBALG.A.P.をグローバルな調達規格として採用することを標準化している。世界的には、多様なリテラーがこれを採用しており、EUではほとんどのスーパー

マーケットがGLOBALG.A.P.を調達規格としている。端境期や天候不順などで認証農産物が不足するような場合は、グローバルな調達規格であるがためにグローバルに調達することも可能となる。例えばGLOBALG.A.P. Version5の野菜・果樹認証における管理点は218あり、食品安全99項目、トレーサビリティ22項目、作業従事者の労働安全と健康28項目、環境(生物多様性を含む)69項目がある。すなわちGLOBALG.A.P.の実践は、グローバル・バリューチェーンを柔軟に維持し機能させることにも貢献している。

IV 貿易とPS

PSの進展は産業分野に捉われないことは以前から指摘されている。例えば、Porter(1986)は、グローバル戦略を展開するうえで、産業特性を考慮する必要性を、バリューチェーンと絡めて説いている¹⁴⁾。すなわちバリューチェーンがグローバルに拡散しているのか、マルチ・ドメスティックなままなのかを重視している。後者の状態で競争優位であっても前者へ変化すると競争劣位となることが指摘されている。産業事例として自動車やICTなどはグローバル産業セクターであり、文化特性が強い衣食住関係はマルチ・ドメスティック産業セクターとして指摘している。筆者は今日では両者の違いはそれほどないような印象を持っているが、確かに国際ビジネスとりわけFTAなど貿易政策協定では、いまだに交渉の過程で両者の扱いは依然として大きい。自由貿易の観点から、PSが阻害要因として関税障壁と非関税障壁があるが、とりわけ後者とは具体的に何なのか、どの程度なのか、またそのエビデンスを提示す

ることは難しい。このように PS についての評価は二分化されている。「製品規制がないことによって安全性の低い製品や廃棄物が自国市場に流入することを防ぐことも目的としている」という正の側面と「関係各国との整合性をとらないまま、類似する標準（マルチ標準）が多数導入され、それぞれへの対応を義務付けるために自由貿易を阻害する要因となりかねない」という負の側面が指摘されている（吉田：2015, ジェトロ・アジア経済研究所他：2015）¹⁵⁾。

一般に各国の法規制や規格が WTO の自由貿易協定すなわち TBT や SPS に反する場合は、非関税障壁と見做されるであろう。農水産食料・食品は安全・衛生の観点から WTO/SPS によって規定されている。フードセクターは SPS の下、HACCP（ハザード分析及び重要管理点）という PS によって適切な衛生健康保護水準（Appropriate Level of Protection：ALOP）を維持し、一定の食品の安全品質を担保することを要求されている。HACCP とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等のリスクをあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じれば、一層安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法であり、認証標準である。この手法は FAO と WHO の合同機関である食品規格（CODEX）委員会から発表され、各国へその採用が推奨しており国際的に認められたものである¹⁶⁾。

今日グローバルなネットワークから外国の農水産食料・食品が当たり前のように供給されている。とりわけ食料・食品自給率の低い我が国においては、確かに輸入食品リスクは大きいで

あろう。

しかし WTO 協定によって定められた HACCP などの PS やグローバル・バリューチェーンは、本当に自由貿易を促進する効果があるのかどうか、むしろ非関税障壁となっていないのかという問題意識が予てよりある。発展途上国や小規模生産者にとっては、これらは制約であるとする立場がある（Gibbon：2003, Key, Runsen：1999）¹⁷⁾。一方では、高度標準規格やグローバル・バリューチェーンの福利効果、規模にかかわらず生産者にもたらされる正の効果を述べる研究もある（Swinnen：2007）¹⁸⁾。

Anders and Caswell（2009）の論文タイトル，“Standard as barrier versus standard as catalysis: Assessing the impact of HACCP implementation on US seafood import”はこうした問題提起をそのままに象徴している¹⁹⁾。具体的には次のような問題意識が挙げられる。

- ①全体として PS は自由貿易に正効果をもたらすのか
- ②効果は状況や条件によって異なるのか
- ③例えば国家の経済発展状況やインフラ整備状況によって異なるのか
- ④分析対象は国家単位でなく多国籍企業など経済主体を見るべきである
- ⑤ RTA では、締結条件によって効果は異なるのか

定量分析による実証研究論文は多数ある。しかし上記に対して回答するには注意が必要である。調査研究では、方法論として経時的に捉えて見ていく点と対象範囲を明確に確定すべき点がある。そうしないと上記について正確な回答はできない。Anders and Caswell 調査は 1990 年から 2004 年までをパネルデータ分析調査を

している。途上国にとってはPSへの適応能力不足や費用負担の発生などによって貿易障壁となり、力のある先進国にとっては逆に触媒となる。ただし途上国の品質保証への投資拡大によって適応能力が上昇する場合には貿易障壁効果は解消する。さらに大規模輸入者にとっては同上の理由によって触媒となり、中小輸出者にとっては障壁となる。

Mangelsdorf et al. (2012) “Food standards and exports: evidence for China” は経時変化を捉え、中国の事例から、上記への回答を示している²⁰⁾。1992年から2008年における7品目の農水産食料・食品の貿易が強制標準と任意標準によって正か負の影響効果を受けるかどうかを調査している。経時変化から標準の輸出貿易促進効果や潜在性を指摘し、とりわけ国内標準が国際標準に準拠していく場合の正への押し上げ効果やその大きさを明らかにしている。また強制標準は一般に大きな正効果を持つが、任意標準の与える影響は限定的であるとしている。こうした観点から途上国や新興国のSPSへの迅速なハーモナイゼーションが便益を生むとする。

要約すれば、時間、経済、行為主体の条件によって、PSの生む貿易効果は変化するというのが結論と言えよう。

V PSの多様性

農水産業のPSは多様に存在し、それぞれ異なっている(表1)。先述したGAPについても地域や国によって異なる認証標準が存在する。例えば我が国にとって主に直接関係するものとして、表2に示した3種がある。これらは第三者機関の審査により、GAPが正しく

実施されていることが確認するための認証標準である。しかしGAPの名称が含まれていても、詳細を見ると認証の内容や趣旨が異なり、厳密には異なった標準でありマルチ標準である²¹⁾。その中で総じて最も普及し有力なのはEU発祥のGLOBALG.A.P.である(Michida, Nabeshima: 2017)²²⁾。

同著によれば、公的規制とPSは異なる特徴を持つが、外国参入する企業にとっては類似なメカニズムを持つ場合がある。政府規制は疫病や微生物汚染を防御することを目的とし、PSは健全なグローバル・バリューチェーンの管理を維持するためにリスク回避を図ることを目的としており、結果として前者は国民、後者は消費者を保護することになる(Michida & Nabeshima: Ibid. p.110)²³⁾。したがってGLOBALG.A.P.の普及については、政府など公的セクターと私的セクターは普及プロセスに多様に影響する。それは表3に示すように4つのモードがある。モード1ではPS認証を取得する途上国生産者が増加するモードである。モード2では、PSを政府が貿易促進ないしは抑制のツールとして利用するモードである。モード3では私的セクターが、モード4では各国政府が有力な国際PSを参考として、類似する現地PSを策定するモードである。その動機は外国市場へのアクセス権を得るため、自国農水産業の実践レベルを向上するため、現地標準との調和を目的とするなどである²⁴⁾(Michida & Nabeshima: Ibid.)。結果として、表2に示したように、GAPはまずグローバルからローカルに策定されて多様化している。

換言すれば、グローバル市場の強大化に伴い、本来各国が担うべき公的法規制を民間セクターが肩代わりしているということである。こ

表1 農水産業のPSスキーム

名称	類型	主要市場志向	対象				
			食品衛生	動物保健	環境	社会・倫理	食品品質
コーデックス	S C G	全世界	○				○
OIE	S C G	欧州	○	○			
GLOBALG.A.P.	CS	欧州	○	○	○		○
GAA/ACC	CS L	米国	○		○	○	
Naturland	CS L	欧州	○		○	○	○
Friend of the Sea	C S	全世界			○		
Seafood Watch	C L	米国			○		
ATJ	C L	日本			○	○	不明
FEAP code of conduct	C	欧州	○	○	○	○	○
SQF	S L CS	全世界	○				○
BRC	同上	全世界	○				○
QCS	CS L	全世界	○				○
Fairtrade	L	全世界				○	
ISO 22000	S	全世界	○		○		○
ISO 9001/14001	S	全世界			○		○
MSC	C S L	全世界			○		
Fair-Fish	S L	スイス		○	○	○	
ISEAL	S C L	全世界			○	○	
COGP	C L	全世界	○	○	○		○
Pêche responsable Carrefour, France	C L	全世界			○		
SIGES Salmon Chile	CS L	欧州 米国	○	○	○		○
Shrimp quality guarantee ABCC, Brazil	CS C L	英国 欧州	○	○	○	○	○
Thai quality shrimp, GAP, Thailand	S L	欧州 米国	○				○
COC-certified Thai shrimp, Thailand	S L	欧州 米国	○	○	○	○	
Ifoam	S L	英国 欧州	○	○	○ 有機	○	○
Soil Association	S L	英国	○	○	○ 有機	○	○
Agriculture Biologique	S L	欧州	○	○	○ 有機		
Bioland, Germany	CS L	欧州	○	○	○ 有機		
Bio Gro, New Zealand	S L	全世界	○	○	○ 有機		
Debio, Norway	CS L	英国 欧州	○	○	○ 有機		
KRAV, Sweden	C L	欧州	○	○	○ 有機		
BioSuisse	C L	スイス	○	○	○ 有機		
NASAA	C L	全世界	○	○	○ 有機		
Irish Quality salmon and trout	C L	欧州	○	○	○ 有機		○
Label Rouge, France	C L	フランス EU	○				○
La truite charte qualityé	C L	フランス EU	○				○
Norway Royal Salmon	S L	欧州	○	○			○
Norge Seafood, Norway	S L	欧州			○		
Qualité aquaculture de France	S L	フランス EU			○		○
Shrimp Seal of Quality, Bangladesh	S L	全世界	○		○	○	○
China GAP	C CS	全世界	○	○			○
CORP	C CS	全世界	○		○ 持続性		○
The Responsible Fishing Scheme	C CS	英国			○ 責任 漁業	○ 生産者 安全性	

(注) S:規格 C:コード G:ガイドライン L:ラベル CS:認証スキーム

(出所) FAO (Washington, S. and L. Ababouch) (2011) Private Standards and Certification in Fisheries and Aquaculture Current Practice and Emerging Issues, Table 2, pp.8-9.

(原著) FAO (2009): 筆者が和訳および調整して掲載。

表2 GLOBALG.A.P., JGAP, ASIAGAP の違い

GLOBALG.A.P. (GGAP)	ドイツの非営利会社 FoodPLUS GmbH が策定した EUREPGAP が、2007 年に現在のグローバル GAP という名称に変更され、GAP の国際的な基準となった。第三者認証制度であり、欧州を中心に世界 120 カ国以上で実践されている。グローバル GAP の規格は、農作物全般や畜産に加え、水産養殖にも適用されている。
JGAP (旧 JGAP Basic)	JGAP は、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる日本発の認証制度である。2006 年に一般財団法人日本 GAP 協会が設立され、翌 2007 年から第三者認証制度が始まり、2018 年 4 月確認時点では、800 件以上の個別認証・団体認証がある。日本国内において最も主要な GAP とされ、JGAP の対象は青果物・穀物・茶であり、認証を取得すれば JGAP の認証マークを付けることができる。日本には JGAP 以外に都道府県の GAP、生協・イオン・農協などの各団体が設定する GAP などが存在する。
ASIAGAP (旧 JGAP Advance)	日本 GAP 協会が GFSI (世界食品安全イニシアチブ) 承認の国際規格として展開することを目指すスキームであり、アジア共通の GAP のプラットフォームとして位置づけ、2017 年 7 月に「ASIAGAP」という名称に改名を発表し運用開始され、対象は穀物と青果、茶の生産と管理である。

(出所) 農林水産省生産局農業環境対策課 (2017) 「国際水準 GAP の推進について」 http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/28kankyohozon/attach/pdf/gap_event-5.pdf (2018 年 9 月 23 日アクセス), 同上 (2017) 「GAP (農業生産工程管理) をめぐる情勢等」 <http://www.maff.go.jp/tokai/shohi/seikatsu/iken/attach/pdf/20170908-2.pdf> (2018 年 9 月 23 日アクセス), 「CSR・環境戦略お役立ち情報・おしえて! アミタさん」 <http://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/015026.php> (2018 年 9 月 1 日アクセス): 以上を筆者が改変し掲載。

表3 GLOBALG.A.P. 普及についての4モード

	主役：私的セクター	主役：公的セクター
外国標準は改変されない	モード 1 外国 PS をそのまま採用	モード 2 外国規制をそのまま採用
外国標準は改変される	モード 3 現地私的セクターによる 外国 PS に類似する現地適応標準の策定 1. 顧客監査による供給業者コード 2. 第三者監査 (認証制度)	モード 4 外国 PS に基づく類似する標準の策定

(出所) Michida & Nabeshima in Michida, Humphrery, Nabeshima ed. (2017) *op.cit.*, p.113, Table5.1 を筆者改変し掲載。

のように市場経済のプレーヤーとして、関連する企業や産業組織が PS を策定する標準の体系は巨大となり、モノの寸法や測定法は元より、工業品に限定されるものではなく、農水産品や環境、安全、品質、労働に係る管理に及んでいる。

VI 厳格化する PS

PS は認証制度のために策定され活用されることも多い。著名なのは工業系の ISO9000 や 14000 がある。PS の要求事項を満たすかどうかについて評価と承認を ISO 自身でなく第三

者機関が審査する制度であり適合性評価とも呼称されている。

さて PS は普及するにつれて公的法規制よりも厳格化し、ある意味で強制化しているとする実証研究がある (Vandemoortele, Deconinck : 2014)²⁵⁾。この研究によれば PS 普及には多様な動機が存在する。第一に小売流通業者は安全、品質、社会、環境課題に敏感な消費者に注意を払っており、公的法規制よりも厳格となるかもしれない。第二に PS を意図的に厳格化することによって、競争優位な企業は製品の差別化、市場セグメント形成、競争圧力の緩和化を図り企業戦略として利用する。第三に有力な

メーカーは供給業者との交渉力獲得のために厳しいPSを要求することができる。第四に厳格なPSは意図的に緩い公的法規制に先行して策定されることがある。戦略的に厳格なPSが策定されれば、消費者の福利向上を達成させるための先導となるばかりでなく、企業は他社との質的な差別化を図ることができる。

実際に流通業者のアンケート調査によれば、食品、環境、動物福祉、労働分野において、70～80%の小売業者が公的法規制よりも厳しいPSを設定していると回答している。著者らは、有力中間業者の増加に伴って強い市場力が形成されるとPSが増大化するとしている。中間業者は小規模供給業者への交渉力を持ち、厳格なPSを突き付けるわけである。

またPSとバリューチェーン（サプライチェーン）のグローバル化の関係緊密性も論じられている（Swinnen et al. : 2015）²⁶⁾。

貿易と外国直接投資の増大化に伴い、バリューチェーンのグローバリゼーションが進展している。とりわけ注目すべき現象は発達した製造機能が発展途上国へと移転されていることである。こうした事象は生産効率性および製品品質向上を包含しており、品質認証標準のグローバルな普及をもたらしている²⁷⁾。その範囲は安全、環境、健康、栄養、国際社会・労働などの分野と多岐にわたる。

グローバルリテラーとして小売流通業者の実例を見てみよう。生物や環境への負荷低減を目的として活動するWWF ジャパン（World Wide Fund for Nature：世界自然保護基金）によれば、持続可能な社会を創るというスローガンの下、こうした分野では認証制度が多く採用されている。サプライチェーン実態が掴みにくい水産物資源について紹介してみよう。水産

物資源生産は、漁獲による天然資源と養殖による資源に分かれ、世界生産量はほぼ同等量となっている。近年では、後者は海洋環境の悪化や生態系の攪乱などから適正な管理が国際社会において求められている。

グローバルリテラーすなわち大手小売流通業者は、衛生基準認証となるHACCPはもとより水産資源の販売に際して、MSC（Marine Stewardship Council：海洋管理協議会）やASC（Aquaculture Stewardship Council：水産養殖管理協議会）の流通・加工認証の100%獲得を目指す動向がある（表1参照）。前者は漁業、後者は養殖による水産資源のサプライチェーンの適正性を認証する制度団体である。適正性とはサプライチェーンのトレーサビリティ確保によって違法、無報告、無規制を排除することを目的としている。わが国ではイオンがこうした認証制度を活用し始めているが、カールフル（フランス）、マークス & スペンサー（英国）、スーパー（オーストリア）などは先んじて実施している²⁸⁾。生産国であるアジアの発展途上国例えばタイの企業はこうした認証を獲得して成功している事例が報告されている。このように水産物分野ではグローバルリテール市場力の強化がPSを促進している。

VII IPR と PS

周知のように、知的財産権とPSの密接な関係に関しては、ICT技術標準において多くの事例がある（梶浦：2005, 2013）²⁹⁾。中には、標準のユーザー側が、技術を持つライセンスを巻き込みながら主導的に標準化プロセスを進めるケースや、それによりPSそのものが無償化につながられるケースもあるといった指摘もみ

られる（内田：2012）³⁰⁾。同様の関係は本稿で取りあげた農水産業の認証標準には検出できなかったが、さらに調査を進める予定である。

* 本稿は「国際貿易投資研究所 世界経済評論 IMPACT」へ掲載した梶浦雅己著のコラム「貿易と国際規格」2017年9月11日 (www.world-economic-review.jp/impact/article910.html)、「グローバルスタンダードの多様化—水産物の場合」2018年8月6日 (www.world-economic-review.jp/impact/article1123.html)を基に、新たに調査を行い加筆修正したものである。なお参考および引用文献は下記の[注]に示した。

[注]

- 1) 青木玲子・新井泰弘・田村傑 (2012)「標準と知的財産マネジメント戦略と政策」経済産業研究所, RIETI Policy Discussion Paper Series 12-P-017.
- 2) 新宅純二郎・江藤学 (2008)『コンセンサス標準戦略』日本経済新聞社, 梶浦雅己 (2013)『ICT コンセンサス標準』文眞堂, に詳しい。
- 3) 森直子 (2009)「国際標準化の問題とアジアへの展望」総合研究開発機構 NIRA モノグラフシリーズ No.30, 高山丈二 (2011)「国際標準化の現状と我が国の課題」『レフェレンス』6月号, 33-50 頁.
- 4) 例えば, 内田康郎 (2011)「国際標準化プロセスに関する新たな課題」『富山大学経済学部富大経済論集』56 (3), 67-93 頁.
- 5) Michida, E., J. Humphrery and K. Nabeshima eds. (2017) *Regulations and International Trade*. Palgrave Macmillan.
- 6) *Ibid.*, Introduction: New Sustainability Challenge for East Asia.
- 7) *Ibid.*, p. 2.
- 8) *Ibid.*, p. 3.
- 9) Swinnen, J. et al. (2015) *Quality Standard, Value Chains, and International Development*. Cambridge University Press.
- 10) Grossman, G. M. and E. Rossi-Hanberg (2008) Trading Tasks: A Simple Theory of Offshoring. *The American Economic Review*, 98 (5), pp. 1978-1997., Bladwin, R. (2011) *Trade and Industrialisation after Globalisation's 2nd Unbundling: How Building and Joining a Supply Chain are Different and Why It Matters*. Retrieved from Cambridge MA; National Bureau of Economic Research, WTO & IDE-JETRO: 2012)
- 11) Vogel, D. (1995) *Trading Up: Consumer and Environmental Regulation in a Global Economy*. Harvard University Press.
- 12) Michida, Humphrery, Nabeshima eds. (2017) *op.cit.*
- 13) 本項情報は, 2007-2018 GAP 普及推進機構 / GLOBAL G.A.P. 協議会 HP : <https://www.ggap.jp/> (2018年10月アクセス) に依拠する。
- 14) Porter, M. E. ed. (1986) *Competition in Global Industries*. Harvard Business School Press.
- 15) 吉田暢 (2015)「貿易における公的な規制とプライベート・スタンダードがグローバルサプライチェーンを通じて企業活動に与える影響」『アジア研ポリシー・ブリーフ』No. 61. ジェトロ・アジア経済研究所, ジェトロ・アジア経済研究所・サセックス大学開発問題研究所 (2015)「規制とプライベート・スタンダードの役割 価値連鎖の監視とパフォーマンス」IDE-JETRO. (国際ワークショップ資料)
- 16) 厚生労働省ホームページ コーデックス委員会 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/codex/index.html. (2018年10月9日アクセス)
- 17) Gibbon, P. (2003) Value-Chain Governance, Public Regulation and Entry Barriers in the Global Fresh Food and Vegetable Chain into the EU. *Development Policy Review*, 21 (5/6) pp. 615-625., Key, N. and D. Runsen (1999) Contact Farming, Smallholders and Rural Development in Latin America: The Organization of Agroprocessing Firms and the Scale Outgrower Production. *World Development*, 27 (2) pp. 381-401.
- 18) Swinnen, J. ed. (2007) *Global Supply Chains, Standards and the Poor*, Oxfordshire CABI Publishing, Andersson et al. (2015) Followin Up on Smallholder Farmers and Supermarkets in Kenya. *American Journal of Agricultural Economics*, 97 (4) pp. 1247-1266., Colen, L. et al. (2012) Private Standards, Trade and Poverty: GlobalGAP and Horticultural Employment in Senegal. *The World Economy*, 35 (8) pp. 1073-1088.
- 19) Anders, S. M. and J. A. Caswell (2009) Standard as Barrier versus Standard as Catalysis: Assessing the Impact of HACCP Implementation on US Seafood Import. *American Journal of Agricultural Economics*, 91 (2) pp. 310-321.
- 20) Mangelsdorf, A. et al. (2012) Food Standards and Exports: Evidence for China. *World Trade Review*, 11 (13) pp. 507-526.
- 21) 例えば, 田村隆一「日本と欧州のGAP比較とGAPの意味」日本生産者GAP協会GAP普及ニュースNo.10-32. 2009/11-2013/5. <http://www.fagap.or.jp/publication/content/fagap-con-4.html> (2018年10月9日アクセス) に詳しい。
- 22) Michida, M. and K. Nabeshima (2017) Diffusion of Private Food Standards from the European Union to Asia. in Michida, Humphrery, Nabeshima eds. (2017) *op.cit.*, p. 107.
- 23) Michida, E. and K. Nabeshima. *op.cit.*, p. 110.
- 24) *Ibid.*
- 25) Vandemoortele, T. and K. Deconinck (2014) When Are Private Standards More Stringent than Public Standards? *American Journal of Agricultural Economics*, 96 (1) pp. 154-171.
- 26) Swinnen, J. et al. (2015) *Quality Standards, Value Chains, and International Development, Economic and Political Theory*, Cambridge University Press.
- 27) *Ibid.*, p. 1
- 28) WWF ジャパン・ホームページ (2017)「持続可能な水産物調達を推進する欧米企業」<https://www.wwf.or.jp/corp/info/278.html> (2018年10月4日アクセス), イオン・ホームページ「イオン持続可能な調達原則」<https://www.aeon.info/sustainability/procurement/>

(2018年10月4日アクセス), CSR・環境戦略お役立ち情報・おしえて! アミタさん・ホームページ (2018) 「持続可能な水産物調達に向けた4つのステップとは?

WWF ジャパンが語る! 企業に求められる水産サステナビリティ」<http://www.amita-oshiete.jp/qa/entry/015026.php> (2018年9月1日アクセス)

29) 詳細は, 梶浦雅己 (2005) 『IT 業界標準』文眞堂, 梶浦雅己編 (2007) 『国際ビジネスと技術標準』文眞堂, 梶浦雅己

(2013) 『ICT コンセンサス標準 オープンイノベーションによるビジネスモデル構築のダイナミズム』文眞堂, を参照されたし。

30) 詳細は, 内田康郎 (2012) 「ユーザー主導の標準化プロセスとロイヤリティフリー—国際標準化に向けた新たなプロセスがもたらす戦略的意味—」『国際ビジネス研究』第4巻第2号, pp. 93-113。